

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：33903

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370881

研究課題名(和文) 20世紀前半ドイツにおける戦争と社会国家 ナチ期の家族政策を手がかりに

研究課題名(英文) Wars and the German Sozialstaat in the First Half of the 20th Century - with an Example of the Family Policy during the Nazi Regime

研究代表者

北村 陽子 (Kitamura, Yoko)

愛知工業大学・工学部・准教授

研究者番号：10533151

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：国家援護法(1920年)が定めた戦没兵士遺族への年金支給額は、生活するには不十分であり、寡婦や遺児の就労を見越したものであった。ナチ期の1934年には、ユダヤ人が戦争犠牲者の範疇から外された。また性別役割を強調する価値観を重視するナチ党は、寡婦に再婚を促したが、戦時中は労働力不足補完のために女性を動員した。

1950年の西ドイツ連邦援護法では、遺族への年金額は戦間期と同様に生活するには不足するものであった。終戦後に奨励された寡婦の就労は、1960年代には歓迎されなくなった。戦没兵士遺族支援から見れば、ナチ期に人種イデオロギーによって対象者が限定されたとはいえ支援策には随所に連続性が見られた。

研究成果の概要(英文)：The Reichsversorgungsgesetz (State Support Law for War Victims) of 1920 had regulated pensions for the bereaved families, but it couldn't cover the cost of living at all. Rather, it took the wages of the bereaved, especially the widows, into account. Followed to their race ideology, the Nazis excluded the Jews out of the war victims in 1934. The Nazi Party also preferred the gender role model, so that war widows with little children were driven to remarry to Aryan men. During the World War II, many women including war widows were mobilized into war industries.

The Federal Republic of Germany established the Bundesversorgungsgesetz (Federal Support Law for War Victims) in 1950 and gave them official support like after 1920. War widows were recommended to earn wages, but it was no more acceptable during the 1960's. We can find several continuities in the support for war victims, although the category of war victims were clearly divided with race ideology under the Nazi-Regime.

研究分野：西欧近現代史

キーワード：ドイツ史 社会国家 世界大戦 家族支援

1. 研究開始当初の背景

20 世紀前半の二つの世界大戦期における兵士遺家族支援に関しては、クンドゥルスが 1995 年に、戦没兵士の寡婦をめぐる政策と言説を分析し比較する研究を著している。その後主として第二次世界大戦中に女性たちがどのような個別の経験をしたのかといった体験談がいくつか出されており、女性たちの生活世界の解明が進んできている。これらによれば、すでに第一次世界大戦のただ中から、兵士の寡婦 *Kriegerwitwe* と表現される戦没兵士の寡婦たちには、遺族年金が支給されるとともに、生活維持のために(再)就職することも積極的に進められた。

戦後のヴァイマル期にも、戦争犠牲者組織からの要求で、戦没兵士寡婦のための職業(再)訓練のコースが自治体や民間福祉団体によって設置されたほか、彼女たちを優先的に職業に斡旋した自治体労働局も多かった。

他方でメイソンが示しているように、ナチはできる限り既婚女性の就業を停止し、女性の領域である家庭生活の維持に専念させる方針を推進していた。戦没兵士の寡婦たちは、夫がいないという点では就業する女性の中核をなす独身女性と同列であるが、多くの場合面倒を見るべき子どもがいるという点では家族をもつ主婦と同列の存在だったため、その立場は複雑であった。ナチ期には人口の「アーリア化」が進められたため、戦没兵士の寡婦で子どもがいないもののうち、アーリア人と認定された寡婦は、職業を続けるよりも再婚することを奨励されたものもあった。こうしたなかで第二次世界大戦が勃発し、ふたたび生じた男性労働力の不足を補うために、あらたに戦没兵士の寡婦になったものも含めて、生活を維持するために家庭外就労をする女性が増えていった。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような戦没兵士寡婦の置かれた当時の状況をふまえて、ナチ期～第二次世界大戦期の兵士遺家族への支援のあり方を調査し、第一次世界大戦期とその後の状況との連続性あるいは断絶性を示すこと、また第二次世界大戦後の戦没兵士寡婦が直面した労働と家族生活の両立という緊張関係との連続性あるいは断絶性を示すことを目指す。そのうえで、ホッケルツの議論にヒントを得て、戦時期の家族政策を手がかりに、ナチ時代を含めた 20 世紀ドイツ社会国家像を提示したい。

本研究では、第二次世界大戦期を中心に、その前後の時期との連続性と断絶性を問う。第二次世界大戦期には、第一次世界大戦のときの兵士遺家族と、1939 年以降の遺家族が混在するため、それぞれを区分したうえで、ナチのイデオロギーのもとで展開された兵

士遺家族支援が、ヴァイマル期の家族扶助システムからどう変化したのか、戦後の支援システムと同関連するかを調査・分析する。

また本研究の分析対象の大枠は、人種主義を前面に押し出したナチ期の家族政策となる。イデオロギーのバイアスに注意しながら、20 世紀前半を通じたドイツの家族政策の文脈に位置づけて、それがもった意味と前後の時代との関係を明らかにすることは、本研究の最重要課題である。

3. 研究の方法

具体的な兵士遺家族支援政策については、全国レベルの変遷に関して、ベルリンの連邦文書館 *Bundesarchiv* に所蔵されている内務省、軍司令部、ナチ党および党福祉団体の文書を閲覧する。さらにフライブルクの連邦軍事文書館 *Militärarchiv* では、軍事年金などの兵士遺家族支援関連の文書を閲覧する。

個別事例として、応募者がこれまで対象としてきたフランクフルト・アム・マインの事例を中心に調査する。その際には、市の文書館 *Institut für Stadtgeschichte* に所蔵されている救貧局、住宅局、労働局、保健局、福祉局、扶助局など、窮乏者支援に関係する部局の行政史料のほか、市議会議事録や市参事会報告、統計を利用する。

第一次世界大戦後の窮乏者の多くを占めた戦争犠牲者の状況を知るため、戦争犠牲者団体が発行の雑誌を集中的に閲覧する。具体的には、ドイツ国立図書館 *Deutsche Nationalbibliothek* のライプツィヒ館、ベルリンのプロイセン州立図書館 *Staatsbibliothek zu Berlin* に所蔵されている、ナチ戦争犠牲者組織 *NSKOV* の機関誌『ドイツ戦争犠牲者援護 *Deutsche Kriegsopferversorgung*』(1932/33-1944/45 年)、ナチ福祉組織 *NSV* の活動記録シリーズ *Schriftenreihe der NSV*、ナチ女性団の機関誌『ナチ女性展望 *NS Frauenwarte*』(1932/33-1944/45 年)である。

このほか、帝国労働局の『官報新シリーズ *Reichsarbeitsblatt. Neue Folge*』(1920 - 1945 年)は、戦争犠牲者援護に関する規定や手続きの変更を細かく報告するものである。またドイツ全体をカバーする民間の慈善団体「ドイツ公私扶助組織 *Deutscher Verein für öffentliche und private Fürsorge*」の機関誌『報告 *Nachrichtendienst*』(1920 年 - 現在)には、具体的な援護施策の例が掲載されている。その他、*NSV* による調査・報告シリーズ *Schriftenreihe der NSV* など同時代に発行された文献、フランクフルト新聞 *Frankfurter Zeitung* など当時の日刊紙についても調査を進める。これらは、京都大学、慶應義塾大学、東京大学、名古屋大学、立命館大学など国内の大学図書館にも所蔵され

ているため、適宜閲覧に赴き、必要な箇所を複写する。

4. 研究成果

第一次世界大戦期の戦争犠牲者（戦争障害者および戦没兵士遺家族）への公的支援を定めた 1920 年の国家援護法は、遺族年金をきちんと定めた点では画期的であったが、それだけで生活することは困難であり、寡婦や遺児の就労を見越したものであった。その就労促進策を実際に進めたのは自治体である。こうした施策は、ハイパーインフレーションや世界恐慌といった経済危機の際にはまったく効果はなく、寡婦たちはわずかな民間慈善に頼らざるを得なかった。

ナチ期の 1934 年には国家援護法の一部が変更され、とりわけ人種イデオロギーにしたがって、ユダヤ人が戦争犠牲者の範疇から外された。また女性は家庭を守るべきという性別役割を強調する価値観も重視するナチ党は、寡婦たちのうち子どものいなかった女性を中心に、アーリア人の男性との再婚を促した。

ユダヤ人を社会から排斥するナチ党の政策は、同時にアーリア人の失業対策でもあったが、第二次世界大戦が勃発すると、労働力不足が顕著となったため、戦争捕虜や占領地域からの強制労働者、それに社会から排除して強制収容所に収容したユダヤ人などの囚人に加えて、女性労働力も大量に投入された。戦時期の労働力不足を女性労働で補完する点は、第一次世界大戦期と類似している。

戦後、ドイツは 4 つの戦勝国（イギリス、アメリカ合衆国、フランス、ソ連）に分割統治された。この期間は、戦争犠牲者という特別なカテゴリーに分けての支援は、軍政当局側が許可しなかった。そのため、自治体ごとの施策が民間慈善団体による支援が中心となり、生活再建のため（再）就職支援が最重要視された。

西ドイツが建国されると、1950 年には国家援護法にならった連邦援護法が制定され、戦間期と同様に戦争犠牲者の公的支援が規定された。寡婦の就労も促進されたが、1960 年代には「家政を整える女性」像が再度強調され、女性の就労を歓迎しない風潮が強まった。とはいえ、寡婦たちは生活を維持するために就労を継続したため、社会との軋轢のなか家族と労働を両立する道を模索することになった。戦後にはまた、寡婦たちが戦没兵士である夫の軍事年金を受給しつつあたらしい家族を構築する「内縁関係 Onkelehe」をもつケースが多々見られた。

以上のように、ナチ期には人種イデオロギーによって戦争犠牲者のカテゴリーから排除された人びとは確かに存在し、その点ではナチ以前と以降で政策上の変化が著しかったといえる。しかしそれ以外の戦争犠牲者援護のあり方を問うてみれば、基本的には第一次世界大戦中およびその後の寡婦支援策を

たどっていることが分かる。戦没兵士遺家族支援から見れば、人種イデオロギーによる対象者の限定といった分断線はあるが、彼らへの支援策はおおむね連続性をもってとらえることができる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

北村陽子「近代ドイツにおける女性と戦争」『世界史の研究』、査読無、248 号、2016 年、43 - 46 頁。

KITAMURA, Yoko, Atomkraft - Energie für eine segensreiche Zukunft?, in: *Archivnachrichten aus Hessen*, 16-1, 査読無, 2016, S. 63-67.

北村陽子「20 世紀前半ドイツにおける戦争障害者 二つの世界大戦と生活支援の変遷」『社会事業史研究』、査読無、48 号、2015 年、38 - 53 頁。

北村陽子「ジェンダー化された戦争体験 ドイツの事例」『女性とジェンダーの歴史』、査読無、2 号、2014 年、70 - 71 頁。

〔学会発表〕(計 3 件)

北村陽子「20 世紀前半ドイツにおける戦争障害者 二つの世界大戦と生活支援の変遷」、『社会事業史学会第 43 回大会シンポジウム「戦争・社会福祉・人権 排除の歴史を問い直す」、2015 年 5 月 10 日、愛知県立大学（愛知県長久手市）

北村陽子「第一次世界大戦の女性 兵士遺家族支援を題材に」、『ドイツ現代史学会第 37 回大会シンポジウム「経験としての第一次世界大戦 日本におけるドイツ・ヨーロッパ近現代史研究者の視点から」』、2014 年 9 月 20 日、駒澤大学（東京都世田谷区）

北村陽子「戦争犠牲者の支援と女性の役割 ドイツの事例」、『イギリス女性史研究会第 22 回研究会シンポジウム「第一次世界大戦と女性 生と死をめぐる」』、2014 年 7 月 13 日、甲南大学（兵庫県神戸市）

〔図書〕(計 5 件)

三時眞貴子・岩下誠・江口布由子・河合隆平・北村陽子編著、昭和堂、『教育支援と排除の比較社会史 「生存」をめぐる家族・労働・福祉』、2016 年、260 - 285 頁。

藤原辰史・北村陽子ほか、共和国、『第一次世界大戦を考える』、2016 年、126 - 129 頁。

川越修・辻英史・北村陽子ほか、山川出版

社、『歴史のなかの社会国家』、2016年、83
- 107頁。

山室信一・小関隆・岡田暁夫・藤原辰史・
北村陽子ほか、岩波書店、『現代の起点 第
一次世界大戦 第2巻：総力戦』、2014年、
264 - 265頁。

橋本伸也・沢山美果子・北村陽子ほか、昭
和堂、『保護と遺棄の子ども史』、2014年、269
- 275頁。

6．研究組織

(1)研究代表者

北村 陽子 (KITAMURA, Yoko)

愛知工業大学・基礎教育センター・准教授

研究者番号：10533151